三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十六年二月二十五日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　大分県豊後大野市犬飼町黒松字平畑一七六二
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十六年二月二十五日
農林水産大臣　林　芳正
一　解除に係る保安林の所在場所　長野県飯田市上久堅一四六九の二・一四七一の三（以上二筆国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十六年二月二十五日
農林水産大臣　林　芳正
一　解除に係る保安林の所在場所　長野県中野市大字立ケ花字表山七七〇の三、七七一の六
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　鉄道用地とするため

○農林水産省告示第三百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十六年二月二十五日
農林水産大臣　林　芳正
一　解除に係る保安林の所在場所　長野県北安曇郡白馬村大字神城字セイド南檜沢一四五三六の三五（国有林）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○国土交通省告示第百四十九号

地理空間情報活用推進基本法第十六条第一項の規定に基づく地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報の整備に係る技術上の基準（平成十九年国土交通省告示第千百四十四号）の一部を次のように改正する。
平成二十六年二月二十五日
国土交通大臣　太田　昭宏
第六条第一項中第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。
十　日本工業規格X七一三一（地理情報―データ製品仕様）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第百五十号

胆沢ダムの建設に関する基本計画（平成二年建設省告示第千七十六号）の一部を次のとおり変更したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第五項の規定により、告示する。
平成二十六年二月二十五日
国土交通大臣　太田　昭宏
1(1)中「2,100立方メートル」を「2,250立方メートル」に、「1,830立方メートル」を「2,210立方メートル」に改める。
1(4)中「胆江広域水道企業団」を「奥州金ケ崎行政事務組合」に改める。
1(5)中「17,700キロワット」を「14,200キロワット」に改める。
2(1)中「胆沢郡胆沢町」を「奥州市胆沢区」に改める。
3(1)中「132.0メートル」を「127.0メートル」に改める。
4(2)ハの表を次のように改める。
（単位：立方メートル／秒）

期　間	最大水量	平均水量
1月1日から4月20日まで	0.472	0.472
4月21日から5月5日まで	27.838	18.175
5月6日から9月10日まで	19.117	10.730
9月11日から12月31日まで	0.472	0.472

4(2)ハ1中「胆江広域水道企業団」を「奥州金ケ崎行政事務組合」に改める。
5中「胆江広域水道企業団」を「奥州金ケ崎行政事務組合」に改める。
6(1)中「約2,440億円」を「約2,360億円」に改める。
6(2)ロ中「胆江広域水道企業団」を「奥州金ケ崎行政事務組合」に改める。

○関東地方整備局告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十六年二月二十五日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局大宮国道事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十六年二月二十五日
関東地方整備局長　深澤　淳志
一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四百六十八号
三　指定する道路の部分
区間　幅員　延長
桶川市大字川田谷字諏訪南五三四七番一地先から北本市石戸　〇・〇〇～一三二・四〇（メートル）　〇・二〇四（キロメートル）
宿二丁目三八三番地先まで
四　指定する期日　平成二十六年二月二十五日

○関東地方整備局告示第五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十六年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年二月二十五日
関東地方整備局長　深澤　淳志
路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
一般国道四百六十八号　市川市稲荷木一丁目三九四番一から同市鬼高四丁目二七九番六まで　関東地方整備局及び千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十六年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年二月二十五日
関東地方整備局長　深澤　淳志
路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
一般国道四百九十八号　市川市菅野五丁目一七六九番地先から同市菅野四丁目一二三四番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局首都国道事務所
供用開始の期日　平成二十六年二月二十五日